

# 告示

## 埼玉県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
スギ薬局 藤久保店	所在地	入間郡三芳町藤久保 八五五―四〇三ウニ クス三芳店内	入間郡三芳町藤久保八 五五―四〇三アクロス プラザ三芳店内

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
高 敬正	茨城県水戸市千波町一七四―一七	せんば接骨院	三郷市中央二―二 一〇	たかね接骨院
加納 琢哉	春日部市中央六―三―一三	まちの整骨院 春日部市役所通り	春日部市中央六―二―八	まちの整骨院 春日部東口
松本 光晴	深谷市緑ヶ丘一五―一二	まつもと治療院	深谷市国済寺三五―八―四	友仁治療院